

令和7年3月吉日

保護者の皆様へ

高浜市立小中学校長

### 令和7年度 ラーケーションの日について

日頃は本校の教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、愛知県では、未来につながる家庭での主体的な学び・体験的な学びを応援するために、「ラーケーションの日」を推進しています。

つきましては、平日だからこそできる学校外での学習活動を、ぜひお子様と一緒に計画していただくようよろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 ラーケーションの日の取得について

##### (1) 期間

令和7年4月10日（木）から令和8年3月23日（月）までの授業日に、3日まで取得することができます。

##### (2) ラーケーションの日を取ることができない日

入学式、始業式、卒業式、終業式、修了式、修学旅行、みどりの学校（小学校）、スキー合宿（中学校）、定期テスト（中学校）など、各校が定める日です。

#### 2 届け出の方法について

(1) お子様と一緒に、①学ぶ日 ②学ぶ場所 ③学ぶこと の計画を立ててください。

(2) ラーケーションカードに必要事項を記入し、令和7年度の新担任にカードを提出してください。

用紙には、1日目・2日目・3日目と3種類あります。

(3) カードは、新学期以降、以下の方法で取得できます。

①各校のHPからダウンロードする ②担任に申し出る

(4) ラーケーションの日を取得するには、事前に届け出る必要があります。

#### 3 ご留意いただきたいことについて

(1) ラーケーションの日は、登校しなくても欠席とはなりません。「出席停止・忌引き等」と同じ扱いになります。

(2) ラーケーションの日を連続して取得することはできますが、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

(3) ラーケーションの日の取得予定日が学級閉鎖と重なったり、自己都合や病気等で欠席になったりした場合は、その日はラーケーションの日の実施とならず、ラーケーションの日を活用したというカウントになりません。新たに別日に取得希望される場合は、あらためて担任を通じて申請してください。

#### 4 給食の取り扱いについて

- (1) 取得日が決まり、給食カットを希望する場合は、以下の期間までに学校に届け出をすれば、給食費は徴収しません。取得日の届出期間に届け出ができなかった場合、ラーケーションの日は取得できませんが、給食のカットが間に合わないため、給食費を徴収させていただくことになります。
- (2) 予定していたラーケーションの日を急遽取りやめて登校することになった場合、給食をすでにカットしてあるため、お弁当の持参をお願いします。
- (3) 給食の準備の関係上、届け出後の変更がないようにご協力ください。
- (4) 届出期間は次の表のとおりになります。ただし、令和7年度当初の欠食対応ができないため、4月分の給食カットはできません。

| ラーケーションを取得する日             |   | 学校への届出期間                |
|---------------------------|---|-------------------------|
| 4／10(木)～ 4／30(水)          | ← | <u>給食カットはできません</u>      |
| 5／1(木)～ 5／30(金)           | ← | 4／8(火)～ 4／15(火)         |
| 6／2(月)～ 6／30(金)           | ← | 5／1(木)～ 5／15(木)         |
| 7／1(火)～ 7／18(金)           | ← | 6／2(月)～ 6／16(月)         |
| 9／1(月)～ 9／30(火)           | ← | 7／1(火)～ 7／15(火)         |
| 10／1(水)～10／31(金)          | ← | 9／1(月)～ 9／16(火)         |
| 11／4(火)～11／28(金)          | ← | 10／1(水)～10／15(水)        |
| 12／1(月)～12／23(火)          | ← | 11／4(火)～11／14(金)        |
| 1／7(水)～ 1／30(金)           | ← | 12／1(月)～12／15(月)        |
| <u>中学3年：2／2(月)～3／5(木)</u> |   |                         |
| <u>2／2(月)～ 3／23(月)</u>    | ← | <u>1／ 7(水)～ 1／15(木)</u> |

※給食会計の締め日の関係により、2月から3月に取得する場合は、上表の届出期間とします。  
中学3年生は1月の集金で終了のため、学校への届出期間は12／15（月）までとします。

#### 5 その他

- (1) ラーケーションの日を取得することで、受けられない授業の内容は、家庭で自習をしてください。
- (2) ラーケーションの日を取得した次の登校日の予定は、時間割通りになります。

この件に関する問い合わせ先      高浜市教育委員会  
高浜市立小中学校 教頭